

被扶養者の資格取消しについて

被扶養者が認定要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日から資格取消しとなりますので、被扶養者申告書（取消）に資格取消日の確認できる書類を添えてご提出ください。

1 被扶養者の収入要件について

被扶養者に共済組合が定める認定基準額以上の収入が発生した場合は、資格取消しとなります。

認定基準額は年額130万円です。

ただし、60歳以上の者については、認定基準額を年額180万円とします。

また、被扶養者が父母等夫婦の場合は、後段6の取扱いが加わります。

2 給与収入に伴う資格取消し

給与収入の場合、年額130万円と併せて、月額基準額108,334円（130万円を12か月で割った金額）も収入要件となり、次に該当した場合は資格取消しとなります。

① 労働条件が基準額以上となっているとき

➡就職日（雇用開始日）又は労働条件変更日から資格取消しとなります。

就職日（雇用開始日）又は労働条件変更日から資格取消しとなるときの詳しい状況

○労働条件の月給が108,334円以上であるとき（日給及び時給の場合は、恒常的に108,334円以上の給与月額となることが見込まれるとき）

○労働条件上の給与等の年額が130万円以上になることが見込まれるとき

○認定日又は前年被扶養者資格調査以降に就職（雇用）又は労働条件の変更をし、その日から1年以内に3か月連続して108,334円以上となっている期間があるときで、給与実績の1か月平均を12か月でかけた額に賞与等を足して得た額が130万円以上となる場合

○就職日（雇用開始日）から12か月を経過する前に給与収入の合計が130万円以上となったとき

② 上段①以外の場合で、連続する12か月の給与収入の合計が130万円以上となったとき

➡130万円以上となった月の初日から資格取消しとなります。

※労働条件に記載のない賞与を急遽受けたため130万円以上となった場合は、就職日ではなく130万円以上となった月の初日から資格取消しとなります。

- ③ 上段①以外の場合で、給与等の額が3か月以上連続で108,334円以上となったとき
➡連続して108,334円以上となった最初の月の初日から資格取消しとなります。

3 年金収入に伴う資格取消し

各種年金のうち公的年金、企業年金、労災年金、恩給及び農業者年金（以下「公的年金等」※という。）を受給し、認定基準額以上となった場合、資格取消しとなります。

※個人年金は被扶養者の年金収入に含めません。

年金収入は他の収入と異なり、認定基準額が年額180万円となる場合があるため、注意が必要です。

☆認定基準額ポイント☆

60歳以上 ➡ 認定基準額180万円

60歳未満で障害給付の年金を受給 ➡ 認定基準額180万円

…他の年金の受給権があった場合は、障害給付の年金を選択し、受給している場合のみ

60歳未満で障害給付以外の年金を受給 ➡ 認定基準額130万円

…障害給付の年金の受給権はあるが、遺族給付の年金を選択し、障害給付の年金を非選択とした場合も130万円です。

年金収入のある被扶養者が次に該当するときは、資格取消しとなります。

① 被扶養者に年金が一つしかない場合で、最新の年金額が認定基準額以上であるとき

➡認定基準額以上となったことが確認できる年金決定通知書又は年金額改定通知書（以下、「年金通知等」という。）の発行日（その事実が判明した日）から資格取消しとなります。

② 被扶養者に二つ以上の年金がある場合で、最新の年金額の合計が認定基準額以上となる場合

➡それぞれの年金通知等の発行日が同日の場合は発行日から資格取消しとなります。

発行日が同日でない場合は、発行日が早い順に年金額を合計し、初めて認定基準額以上となった年金額の発行日に資格取消しとなります。

※資格取消しの際に、確認書類として年金通知等を使用しますが、これらを紛失したため当時の発行日が確認出来ない場合、年金受給を開始したときは受給権発生日に、年金額改定が行われたときは年金改定日の属する月の翌月初日で資格取消しとなります。再交付等で最新の年金額が確認できる年金通知等がある場合でも、資格取消しに該当した当初の発行日が確認できないときは同様の取扱いとなります。

4 事業収入に伴う資格取消し

確定申告又は市県民税の申告で、被扶養者の収入が認定基準額の130万円以上となった場合、資格取消しとなります。

確定申告の場合は税務署の受付日、市町村民税の申告の場合は市町村の受付日、諸事情で受付日が確認できない場合は確定申告を行うことが出来る最短の日（国税庁が示す確定申告の期日）から資格取消しとなります。

5 複数の収入がある場合の資格取消し

複数収入がある場合は、それぞれの収入の取消要件を考慮し、認定基準額と収入額を比較します。

- ① 給与収入と年額を基準とする収入（年金収入、事業収入など）がある場合は、次の式からこの場合における給与収入の基準である「差引後の月額基準額」を計算し、上段2の月額基準額を「差引後の月額基準額」と読み替えて資格取消し及び資格取消日の判断を行います。

計算式 $(\text{認定基準額} - \text{年額を基準とする収入の額}) \div 12\text{か月} = \underline{\text{差引後の月額基準額}}$

例：給与収入と事業収入（70万円）がある者の場合（認定基準額130万円）

$(130\text{万円} - 70\text{万円}) \div 12\text{か月} = \underline{\text{差引後の月額基準額}} \quad 5\text{万円}$

※認定基準額180万円となる場合は、130万円を180万円に置き換えて計算を行います。

- ② 年額を基準とする収入が2つ以上ある場合（年金収入と事業収入など）は、それぞれの基準日（年金収入であれば年金通知等発行日、事業収入であれば確定申告又は市県民税の申告の受付日）時点の合計額が認定基準額以上となった場合に資格取消しとなります。

6 被扶養者が父母等夫婦の場合

被扶養者が父母等夫婦の場合、夫婦の扶助義務の観点から、夫婦の一方の収入が認定基準額未満であっても夫婦の年間収入の合計額が次の合算基準額以上のときは、資格取消しとなります。

父母等夫婦を認定する場合の合計基準額

認定基準額 (父母等夫婦のいずれかをA、Aの配偶者をBとする)	合計基準額
A、Bともに130万円	260万円
Aが130万円、Bが180万円	265万円
A、Bともに180万円	270万円

父母等夫婦を認定する場合の年間収入額に応じた認定の可不可

父母等夫婦の所得等 (父母等夫婦のいずれかをA、Aの配偶者をBとする)	認定の可不可	
	A	B
A、Bともに収入が認定基準額未満、かつ、AとBの収入の合計額が合算基準額未満	可	可
Aの収入が認定基準額未満、Bの収入が認定基準額以上、かつ、 AとBの収入の合計額が合算基準額未満	可	不可
AとBの収入の合計額が合算基準額以上	不可	不可